(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上原字狸谷上分八六六の三、八六六の四、八六六の一〇、八六六の一一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市尾崎字笠ヤ二八一の一、二八四の一、細見字井手ケ谷六二三の九、字宮ノ谷六二六の四から六二六の六まで、字鋳物師谷六四五の一一、字鮎帰り六四九の一六、松上字笹池九六三、字宮ノ谷九八八、字細谷九九二、字大谷一〇四四の二、字天神一一七八、一一九二、字妙見谷一二〇八、一二一五、一二五〇の二・一二五一・一二五四から一二五七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字乗渕谷一二七五の三一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町高橋字河端一三七の一、一三七の三、一三七の四、一四〇から一四二まで、一四四、一四四の一、一四七、羽田井字屋敷一六八の八、一六八の一〇、一六八の一一、一七五の一、一七六の二、一八一の二、一八二の二、一八四の三、一一五三、松河原字東庄田一三六三の一、一三六五の一、一三六五の二、下市字入道四一八の一、御崎字烏山五三四の一、五三五の一、五四四の三、字東浜五五二、五五二の一、五五三、字東浜ノ上頭五五四の一から五五四の七まで、字馬背五五五の一から五五五の四まで、五五六、五五七の一から五五七の三まで、字阿弥陀山五六〇、五六〇の一、五六〇の二、五六一の一から五六一の三まで、五六二、五六二の一、五六三の一、五六三の二、字東山五七一から五七四まで、五七五の一、五七七、五八〇、五八五、五八五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字薄平五一、五二、七二の一、一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の五、一〇四の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薄平五一、七二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）